

令和3年度から適用される個人住民税の税制改正

令和3年度の市・道民税から適用される主な改正点をお知らせします。

給与所得控除の見直し

改正

- ①給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ②給与所得控除額の上限額が195万円に引き下げられ、適用となる給与等の収入金額は850万円以上となります。

公的年金等控除の見直し

改正

- ①公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額は195万5千円が上限とされます。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には、一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が上記①②の見直し後の控除額から引き下げられます。

基礎控除の見直し

改正

- ①基礎控除額が10万円引き上げられます。
- ②合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超えると、基礎控除の適用はされなくなります。
- ③上記①②の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超えると、調整控除の適用がなくなります。

| 合計所得金額 | 基礎控除額 | |
|-------------------|-------|------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 2,400万円以下 | 43万円 | 33万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 | |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 | |
| 2,500万円超 | 適用なし | |

イベントが中止等となった際に、チケットの払戻しを受けなかった方への税額控除について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置により、文部科学大臣が指定したイベントが中止等となった際に、そのチケットの払戻しを受けることを辞退した場合、寄附金税額控除が適用されます。対象となるイベントおよび申告に必要な書類の詳細については、文化庁またはスポーツ庁のホームページをご覧ください。

所得金額調整控除

新規

- ①給与等の収入金額が850万円を超え、次の条件のいずれかに該当する場合には、計算によって算出された金額が給与所得の金額から控除されます。

【条件】

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・22歳以下の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

【計算方法】

控除額 = (給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

- ②給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合、次の金額が給与所得の金額から控除されます。

【計算方法】

控除額 = (給与所得(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得(上限10万円)) - 10万円

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

改正

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について「ひとり親控除」を適用します。
- ②①以外の寡婦については引き続き「寡婦控除」を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限を設定します。

【条件】

- ・合計所得金額が500万円以下で住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がない方

| | | 控除額 | | | |
|------|---|----------|------|------|------|
| | | ひとり親控除 | 寡婦控除 | | |
| 扶養 | 有 | 子 | 30万円 | 30万円 | 30万円 |
| | | 子以外 | — | 26万円 | 26万円 |
| | 無 | — | 26万円 | — | |
| 配偶関係 | | 死別・離婚・未婚 | 夫と死別 | 夫と離別 | |